



金沢市公報

第 2 6 1 6 号

平成21年(2009年)3月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等の撤去及び保管について (")	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3
市道の区域の変更について (道路管理課)	3
道路の供用の開始について (")	4
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録について (環境指導課)	4
金沢市における美しい沿道景観の形成に関す る条例の規定に基づく沿道景観形成区域の指 定の案及び当該区域ごとの沿道景観形成基準 の案の縦覧について (景観政策課)	4
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5

議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、 選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場 合における署名者の最低数について (")	5
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について (")	5
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	6
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
監査公表	
監査公表 (第3号) (監査事務局)	6
農業委員会告示	
平成21年第3回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	6
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について(警 防 課)	7
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の休止について (企業総務課)	7

告 示

●金沢市告示第35号

金沢市自転車等駐車場条例 (平成3年条例第1号) 第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則 (平成3年規則第3号) 第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場

金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

金沢市営森本駅西自転車駐車場

金沢市営野町駅前自転車駐車場

金沢市営乙丸駅前自転車駐車場

金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木畠自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 110台

原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成21年2月2日から同月27日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成21年3月11日から同年6月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第36号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	19台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	1台	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	1台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	8台	
片町地区自転車等放置禁止区域	1台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	9台	
西泉1丁目地内	3台	
長町1丁目地内	5台	
竪町地内	2台	
片町2丁目地内	4台	
菊川1丁目地内	1台	
戸水1丁目地内	1台	
入江3丁目地内	3台	
西金沢3丁目地内	2台	
福増町地内	2台	
玉川町地内	1台	
長土堀2丁目地内	4台	
問屋町1丁目地内	1台	

諸江町上丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	2台
木越3丁目地内	自 転 車	2台
吉原町地内	自 転 車	2台

2 自転車等を撤去した日

平成21年2月2日から同月27日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成21年3月11日から同年9月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
車町団地居住者組合	代表者の氏名及び住所	改瀬 繁芳 金沢市車町83番地	徳野 隆 金沢市車町23番地	平成21年1月1日
藤江南町会	代表者の氏名及び住所	白崎 繁 金沢市藤江南1丁目46番地	川村 正男 金沢市藤江南1丁目28番地	平成21年1月24日
東森本町会	主たる事務所の所在地	金沢市南森本町力28番地	金沢市南森本町ワ36番地2	平成21年1月25日
	代表者の氏名及び住所	松前 正 金沢市南森本町力28番地	山野 守 金沢市南森本町ワ36番地2	平成21年1月25日
双葉町会	代表者の氏名及び住所	酒井 友義 金沢市駅西新町1丁目31番10号	竹越 静夫 金沢市駅西新町1丁目28番11号	平成21年2月1日
大桑町々会	主たる事務所の所在地	金沢市大桑町リ32番地	金沢市大桑町二104番地2	平成21年2月15日
	代表者の氏名及び住所	桑本 善嗣 金沢市大桑町リ32番地	田中 信正 金沢市大桑町二104番地2	平成21年2月15日

●金沢市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成21年3月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)	
一般市道	尾張町2丁目線 14号	尾張町2丁目 272番	先から	旧	2.2 ~ 3.6	48
		尾張町2丁目 271番	先まで			
		尾張町2丁目 272番	先から	新	2.2 ~ 3.6	70
		尾張町2丁目 271番	先まで			

●金沢市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成21年3月11日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
武 蔵 町 線 2号	武 蔵 町 530番 1先から	平成21年3月11日
	武 蔵 町 545番 3先まで	
武 蔵 町 線 3号	武 蔵 町 530番 2先から	"
	武 蔵 町 584番 先まで	
武 蔵 町 線 11号	武 蔵 町 589番 1先から	"
	武 蔵 町 532番 1先まで	
尾張町2丁目線 14号	尾 張 町 2 丁 目 272番 先から	"
	尾 張 町 2 丁 目 271番 先まで	

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成21年3月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
78	株式会社 環境公害研究センター	金沢市金石北3丁目13番17号	平成21年2月24日

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号）の規定に基づく沿道景観形成区域の指定の案及び当該区域ごとの沿道景観形成基準の案を作成したので、金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則（平成17年規則第9号）第4条第1項及び第5条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該沿道景観形成区域の指定の案及び沿道景観形成基準の案を公衆の縦覧に供します。

なお、沿道景観形成区域の指定の案及び沿道景観形成基準の案に係る区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、平成21年3月11日から同年4月1日までに、これらの案について金沢市長に意見書を提出することができます。

平成21年3月11日

金沢市長 山 出 保

1 沿道景観形成区域の名称及び位置

番号	区 域 名	位 置
1	西インター大通り区域	野町2丁目、白菊町、増泉1丁目、増泉2丁目、中村町、神田1丁目、神田2丁目、新神田2丁目、新神田3丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、入江1丁目、入江2丁目、入江3丁目、間明1丁目、間明2丁目、進和町、黒田1丁目、間明町、古府1丁目、古府2丁目及び松島3丁目の各一部
2	諸江通り区域	北安江1丁目、北安江2丁目、北安江3丁目、北安江4丁目、諸江町、諸江町上丁、諸江町中丁、諸江町下丁、割出町及び問屋町2丁目の各一部

2 沿道景観形成区域の指定及び沿道景観形成基準に係る区域図

別図（登載省略）のとおり

3 沿道景観形成基準となる事項及びその内容

(1) 沿道景観形成基準となる事項

道路及びその附属物の色彩及び意匠

広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の位置、面積、色彩及び表示の方法

建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。）の規模、位置、色彩、意匠及び形態

宅地その他の土地の形質

緑化

その他

(2) 沿道景観形成基準の内容

別紙（登載省略）のとおり

4 縦覧場所

金沢市都市整備局景観政策課

5 縦覧期間

平成21年3月11日から同月25日まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成21年3月11日

金 沢 市 長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市三十苅町丙87番1及び87番4から87番7まで	道路 金沢市三十苅町丙87番1 水路 金沢市三十苅町丙87番4	金沢市諸江町上丁335番地 株式会社 笹舟住研 代表取締役 西野 俊明
金沢市割出町285番4、286番1及び286番4から286番7まで	道路 金沢市割出町285番4及び286番4	金沢市西念2丁目1番14号 アトラス 株式会社 代表取締役 北浦 照康

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,193人です。

平成21年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、119,881人です。

平成21年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、119,881人です。

平成21年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,193人です。

平成21年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第8号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、59,941人です。

平成21年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年3月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

1 定期監査(財産の管理等状況監査)

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年2月18日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日(平成20年監査公表第13号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
物品の管理に関し、理科用薬品の保管・管理について、一部の小中学校において薬品庫の未施錠など未だに不適切なものが見受けられたので、適正を期す必要がある。	薬品庫の未施錠など、理科用薬品の保管・管理が不適切であった学校については、学校を訪問し、学校長及び担当者に適正を期すよう指導するとともに、適正な保管等がなされていることを確認した。 今後とも、各学校にて作成された理科薬品等管理マニュアルにそって、薬品の適切な保管・管理を徹底するよう啓発を行っていきたい。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成21年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月11日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成21年3月25日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (4) 農地競(公)売適格者証明願について
- (5) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (6) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (7) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第8項に規定する同意書について
- (8) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (9) 非農地証明願について
- (10) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成21年3月11日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

場所 金沢市中央消防署管轄区域内

日時 平成21年3月22日(日)午前9時から午前9時30分まで

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成21年3月22日(日)午前10時から午前10時30分まで

場所 金沢市金石消防署管轄区域内

日時 平成21年3月22日(日)午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を休止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成21年3月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	届出年月日
431	株式会社 石川住宅管理	金沢市福久町八22番地2	平成21年1月26日

正 誤

平成21年3月2日付け金沢市公報第2615号

頁	箇所	誤	正
1	下から15行目	金沢市2丁目	金沢市問屋町2丁目

平成21年(2009年)3月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)3月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地